

## 「埋蔵文化財試掘・確認調査の依頼について」の提出上の注意

### 1. 申請者

この書類は、その土地の現状を変更しようとする人（以下、開発原因者）が遠賀町教育委員会（以下、町教委）に対して開発区域内における埋蔵文化財の有無および範囲・内容等を確認するために、試掘・確認調査の実施を依頼するものです。ですから、申請者は必ず開発原因者でなくてはなりません。特に開発関連の法律、条例に従って申請等をする場合は、その申請者と一致するようにしてください。

また所有者が承諾の旨、記名・押印が必要です。なお、土地の所有者が他者とその土地の賃貸借契約等を結んでいる場合は、その人の承諾も必要です。

### 2. 調査方法

試掘・確認調査は、通常バックフォア等の重機を使用して実施します。そのため、家屋、樹木、藪等の障害物は撤去しておいてください。障害物を撤去する際に地面を掘削する場合は、埋蔵文化財保護のため、事前に協議をお願いします。この撤去について町教委は費用負担はしませんので、申請者の責任でおこなってください。なお、撤去が不完全な場合は調査が実施できないことがありますのでお気をつけ下さい。

調査当日は、境界確認等のため必ず申請者は調査に立会いしてください。また、重機の手配等の事情により、文書を提出してから試掘調査の実施まで多少の日数を要することがありますのでご了承ください。

### 3. 記入上の注意

- |            |  |
|------------|--|
| 1, 所在地     | 番地まで正確に記入して下さい。  |
| 2, 面積      | 単位は「㎡」で、正確に記入して下さい。  |
| 3, 開発行為の目的 | 例：宅地分譲、工事建設、農地整備 等   |
| 4, 工事予定    | 申請時の着工、竣工の予定等  |
| 5, 所有者の承諾  | 調査にあたっては土地の所有者の承諾が必要です。<br>なお、所有者が他者とその土地の賃貸借契約等を結んでいる場合は、その人が承諾の旨、備考欄に明記し押印して下さい。 |

### 添付書類

- 位置図（1/20,000～1/50,000 程度）・・・1部
- 計画平面図や矩計図・・・・・・・・・・1部